

水素ステーションの整備の促進を求める意見書

水素は、製造原料の代替性が高く、再生可能エネルギーを含む多様な資源から製造することができることから、将来的にエネルギー自給率の向上につながる可能性があり、また、利用段階では二酸化炭素を排出しないため、環境負荷の低減にも大きく貢献し得る次世代エネルギーとして期待されている。

我が国においては、昨年3月に水素・燃料電池戦略ロードマップを改訂し、水素社会の実現に向けて新たな目標や具体的な取組を示したが、その中で、平成37年までに、燃料電池自動車の普及台数目標を約20万台、水素ステーションの整備目標を約320箇所とした。

しかしながら、平成27年度末現在、川崎市内において移動式水素ステーションが1台稼動しているものの、水素ステーションの設置は全国で約80箇所にとどまっており、目標達成のためには、水素を取り扱う際の高い安全性の確保や、運営コストの低減を図るための事業者による一層の技術開発等の努力に加え、国においても更なる規制の見直しが求められている。

よって、国におかれでは、水素ステーションの整備を促進するために、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 水素ステーションにおいて、一般の運転手が自ら水素充填を行えるよう、ハード及びソフトの基準整備を行うこと。
- 2 材料費削減のため、海外での使用実績を考慮して、水素ステーションにおける使用可能鋼材を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣
規制改革担当大臣
宛て